

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び当該判定の業務の開始の日を、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第8条の規定により、次のとおり定め告示する。

平成29年3月24日

沼津市長 大沼明穂



- 1 登録建築物のエネルギー消費性能判定機関に行わせることとした判定の業務
法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

平成29年4月1日

付 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。